

# どうなる、18歳人口減少期の 私立大の在り方!?

15年後の18歳人口“99万人”／地方・中小規模校の  
4割超が“赤字”／学生の“7割”を担う私立大の行方は…。

旺文社 教育情報センター 28年8月

現在、約119万人の18歳人口は、平成30年頃から更なる減少期に入り、15年後の平成43(2031)年には100万人を割って約“99万人”と予測されている。

そうした中、私立大は現在、大学数で約8割、学生数で約7割を占め、高等教育の主要な機関として多様な人材を育成し、特色ある教育、研究、社会貢献を担っている。

他方、私立大の約4割が入学定員割れと赤字に陥り、特に地方・中小規模校での厳しさが目立ち、都市部・大規模校との格差が広がっている。

ここでは、超少子高齢社会を迎え、私立大がたどった経緯を概観し、現状と課題等を探った。



## <私立大がたどった戦後70年>

戦後の高等教育において、私立大がどのような経緯をたどってきたのか、概観してみる。

### ○ “高度経済成長”と大学の“大衆化”を支えた私立大

戦後の新制私立大は、自主性と公共性を柱とし、“建学の精神”や特色を尊重する学校法人として昭和24(1949)年度に92校(23年度に11校)が誕生した。因みに、国立大は24年度から70校、公立大は23年度1校、24年度17校で発足している。

昭和30(1955)年代～40年代の高度経済成長期には、所得水準の上昇と高学歴志向とが相俟って増大した大学進学志望者(第1次ベビーブーマー<団塊世代>に代表される)や産業界からの人材養成の受け皿として、また国公立大とは異なる分野への進出などで私立大の量的規模は急増した。

昭和38年に大学・短大への進学率が15.4%となり、高等教育の発達段階はそれまでの「エリート段階」(大学・短大進学率15%まで)から「マス段階」(同15%超～50%まで)へと進展した。この高等教育の“大衆化”を支えたのは私立大であり、昭和30年に大学生(学部・大学院)の約60%に当たる31.0万人を、40年には約71%に当たる66.1万人を受け入れた。

当時の国(旧文部省)の私立大に対する政策(私学行政)は、所謂「レッセフェール」(放任主義)策をとり、私立大に急激な新增設をもたらさせ、“受益者負担(学生の学費負担)に

よる私立大依存型”の高等教育機関を拡大させた。

なお、高等教育発達段階の最終ステージである「ユニバーサル段階」（大学・短大進学率 50%超）は、平成 17 年（大学・短大進学率 51.5%）以降であるが、最近では頭打ち状態である（26 年 56.7%、27 年 56.8%）。

#### ○ 「レッセフェール」 策の大転換：私立大の新增設 “抑制”

上記のような私立大に対するレッセフェール策は、結果として大幅な定員充足率の上昇（所謂、“水増し入学”）などで教育環境や教育の質の低下を招き、“マスプロ教育”などと酷評された。

そして、学生の大学教育への批判・不満や私立大の学費値上げ反対運動は、昭和 40(1965)年代に国公立大も巻き込み全国の大学で吹き荒れた「大学紛争」の引き金ともなった。

#### ◆ 「高等教育計画」 策定・実施：新增設の “抑制方針”

前述のような国公立大も含めた大学教育の課題に対し、中教審は『大学教育の改善について』（昭和 38 年 1 月答申：『三八答申』）や『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について』（昭和 46 年 6 月答申：『四六答申』）で高等教育の“計画的整備”を提言した。

旧文部省は、中教審答申を受け、昭和 51(1976)年度～平成 16(2004)年度まで、5 回にわたる「高等教育計画」を策定、実施した。

当計画では、18 歳人口の増減等を踏まえた高等教育規模を想定し、大学等の新增設は原則、“抑制”とする措置が講じられた。

#### ◆ 「私立学校振興助成法」の制定

「高等教育計画」の実施によって、私立大に関しては、それまでの私学助成をさらに発展、充実させた「私立学校振興助成法」が制定された（昭和 51 年 4 月施行）。

この法律によって、「国は大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その“二分の一以内”を補助することができる」とされ、加えて定員の適正管理などの量的規制や質的水準の確保といった教育研究水準の向上が図られるようになった。

また、当法案に対する附帯決議では、「私立大学に対する国の補助は“二分の一以内”となっているが、“できるだけ速やかに二分の一”とするよう努めること」とされている。

私立大等（短大・高専含む）経常費の補助割合の推移をみると、昭和 55(1980)年度の 29.5%をピークに下降して昭和 60 年度に 20%を割り、平成 26 年度は 10.1%まで低下した。

#### ○ 「高等教育計画」撤廃：“抑制”から“量的拡大”へ

平成 10 年代には規制緩和をめぐる動きが活発化し、教育行政にも大きな影響を与えた。政府の「総合規制改革会議」の「高等教育における自由な競争環境の整備」（大学・学部設置等の認可に対する抑制方針見直し：13 年 12 月）、中教審答申『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』（14 年 8 月）における“量的規制の撤廃”及び“設置認可の弾力化”（15 年 4 月から実施）等に加え、14 年 7 月には「工業（場）等制限法」（首都圏と近畿圏の一部区域での大学等の新增設を制限）が“撤廃”（15 年 4 月から実施）された。

文科省はこれらを踏まえ、「高等教育計画」を撤廃した平成 17 年度以降は、大学等の全体規模及び新增設についての“抑制的対応”の基本方針を“撤回”することになった。

私立大は規制緩和策の下、まず看護・医療系を皮切りに、最近は外国語・国際関係などグローバル関係、イノベーション関係を主体とする人材養成や地域の高等教育需要などへの対応から、大学・学部の新增設や短大から大学への改組・転換(スクラップ&ビルド)による量的拡大が図られてきた。



## <私立大の入学状況>

### ○ 大学数・学生数の“7割以上”を占める私立大

ここまで、戦後の私立大がたどった経緯を国の私学行政などを踏まえて概観してきた。前述したように大学・短大への進学率が 17 年に 50%超の「ユニバーサル段階」に達し、大学(学部)の進学率においても 21 年(進学率 50.2%)以降、ユニバーサル段階にある(25 年に 49.9%に下降したが、26・27 年は 51%台)。

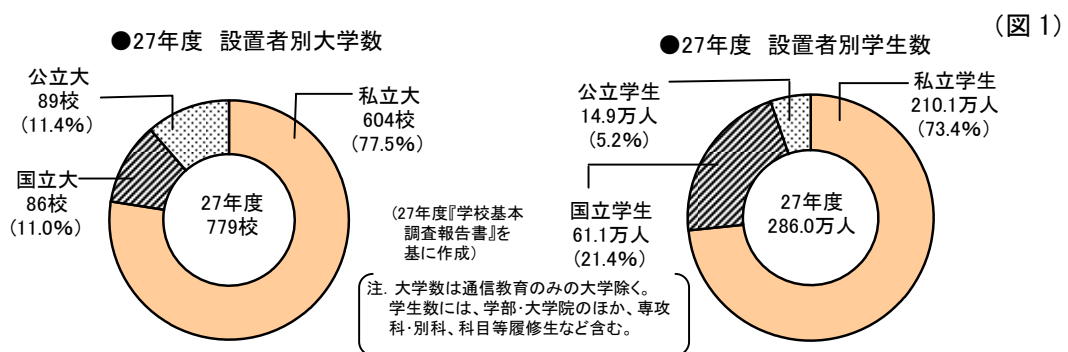
大学(学部)への進学(高等教育の機会)は、かつての“少数の特権”(エリート段階)から、今や“万人に開放”された状況にあるといえる。

こうした大学進学状況の中、27 年度現在、全国の大学数(27 年度『学校基本調査報告書』による。以下、同)は 779 校で、そのうち国立大 86 校(構成比 11.0%)／公立大 89 校(同 11.4%)／私立大 604 校(同 77.5%)である。

全学生数(学部、大学院、専攻科・別科等)は約 286.0 万人で、国立大生約 61.1 万人(構成比 21.4%)／公立大生約 14.9 万人(同 5.2%)／私立大生約 210.1 万人(同 73.4%)である。

国・公・私立全体に占める私立大の割合は、大学数で 8 割近く、学生数で 7 割強に達する。

なお、27 年 4 月現在、学生募集停止や放送大学を除く大学数は 775 校(大学院大学含む)である。(図 1 参照)



### ○ 入学者選抜状況

#### ◆ 入学定員：46.4 万人／志願者数：351.4 万人

まず、私立大入学者選抜の基本ベースである「入学定員」について、平成元年度～27 年度までの推移をみると、15 年度に若干前年度割れとなったが、毎年度増加して、27 年度

は元年度の1.6倍(18歳人口は約62%)に当たる約46.4万人(集計579校：日本私立学校振興・共済事業団<私学事業団>調べ。以下、同)に達している。

次に、受験生の動向を示す指標の一つである「志願者数」(一般・推薦・AO入試等含む延べ数。以下、同)をみると、近年では13年度～15年度は増加、16年度～18年度は減少、19年度～23年度は増加、24年度は6年ぶりに減少したが、25年度から再び増加し、27年度は前年度より約4.9万人(前年度比1.4%)増え、約351.4万人となった。

私立大志願者数の増減は、一般的に18歳人口・高卒者数の増減や景気動向などの他、新設大学、新增設学部・学科(社会的な需要度)、センター試験平均点のアップ・ダウン等に伴う国公立大の出願動向、選抜方法(入試方式、入試科目、試験日程等)の変更など、様々な要因が挙げられるが、最近ではネット出願による所謂“バブル出願”も少なくない。

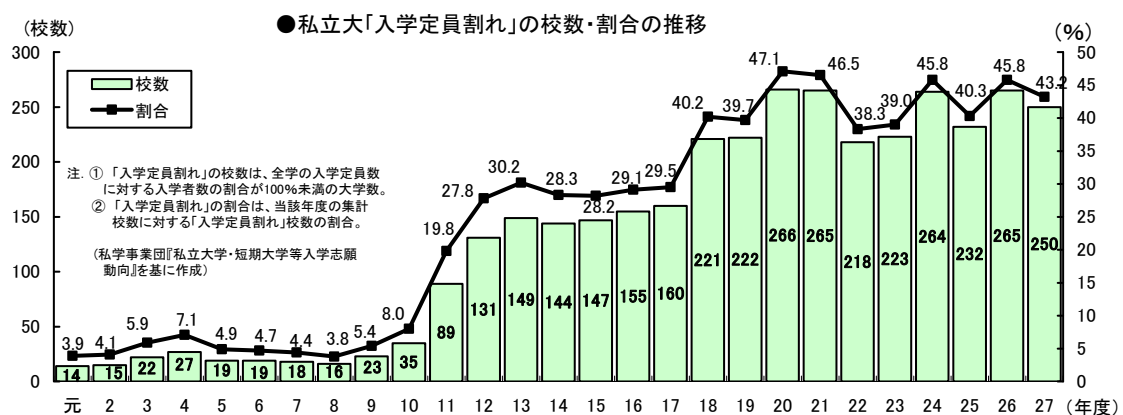
◆ 入学定員充足率：105%／入学定員割れ：250校・43%

平成元年度～27年度までの私立大全体の「入学定員充足率」(入学者数÷入学定員<加重平均値>。私学事業団調べ。以下、同)をみると、平成元年度の約125%を最高に、最近ではアップ・ダウンを繰り返しながら全体として下降傾向を示し、27年度は過去最低となった前年度を約1ポイント上回る105%である。

他方、「入学定員割れ」の大学数・割合(集計校数に占める割合。以下、同)の推移をみると、11年度(89校・19.8%)～13年度(149校・30.2%)に“急増”した後、17年度(160校・29.5%)までは30%弱で“横ばい”状態であった。18年度(221校・40.2%)～21年度(265校・46.5%)は再び増加して半数近くの私立大が入学定員割れとなった。最近では200数十校・40数%が入学定員割れ状態で、27年度は250校・43.2%である。(図2参照)

なお、入学定員割れの大学数・割合が上記のように11年度から急激に増加(悪化)しているのに、全体の入学定員充足率(100%以上を維持)がさほど大きな変化を示していないのは、“大規模大学・学部による安定した数値”による影響が大きいとみられる。

(図2)



◎ 地方・小規模校：「入学定員割れ」状態

27年度の私立大入学者状況を「地域別」(学部所在地)、「大学規模別」にみてる。

「地域別」の入学定員充足率は、「大都市圏」(宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡)では一部を除き、軒並み100%を超え、全体では106.6%である。

一方、「地方」（北海道、東北、関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の各地域で「大都市圏」を除く地域）では一部を除き 100%を下回り、全体で 97.9%である。

「大学規模別」の入学者動向をみると、過去数年間、入学定員充足率及び志願倍率とも、“入学定員 800 人”が大きな分岐点となっており、「入学定員 800 人未満」の小規模校は“入学定員割れ・低倍率”状態である。

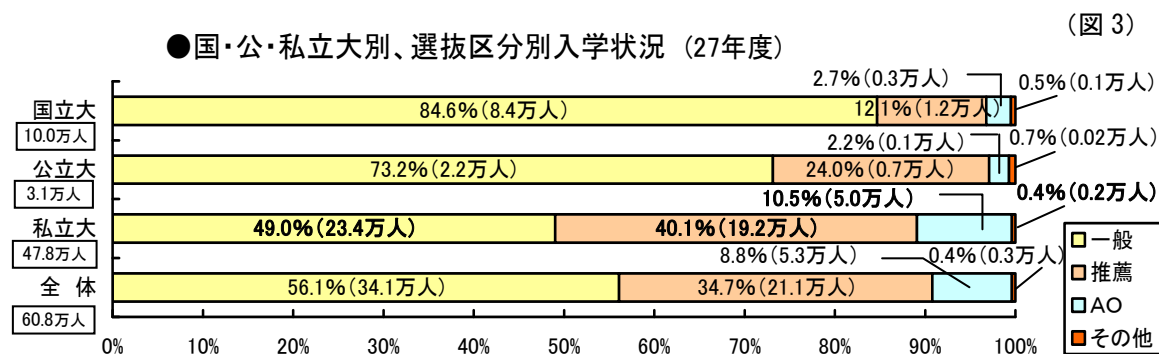
#### ◆ 入学者の“2人に1人”は「推薦・AO入試」

大学の入学者選抜は現在、「一般入試」、「推薦入試」、「AO入試」及び「その他」（専門高校・総合学科卒業生、帰国子女、社会人入試等）といった選抜区分によって行われている。

私立大の 27 年度入学者（約 47.8 万人。通信課程、外国人留学生等含まない）の選抜区分別入学状況は、「一般入試」約 23.4 万人（入学者割合 49.0%）／「推薦入試」約 19.2 万人（同 40.1%）／「AO入試」約 5.0 万人（同 10.5%）／「その他」約 0.2 万人（同 0.4%）である。

私立大では、入学者の“2人に1人”が「推薦・AO入試」で入学していることになる。

因みに、国立大は「一般入試」84.6%、「推薦入試」12.1%、「AO入試」2.7%、「その他」0.5%／公立大は「一般入試」73.2%、「推薦入試」24.0%、「AO入試」2.2%／「その他」0.7%で、国公立大の入学者は「一般入試」主体となっている。（図 3 参照）



注. ① 通信課程及び外国人留学生選抜等は含まない。／ ② 「その他」は、専門高校・総合学科卒業生、帰国子女、中国引揚者等子女、社会人の各入試。  
③ □ 及び ( ) 内の数値は、入学者数。（文科省資料「27年度国公立大学入学者選抜実施状況」を基に作成）

### <私立大の財政実態>

#### ○ 収支状況

#### ◆ 「帰属収入」3.3兆円の“76%”は「学生等納付金」／“52%”は「人件費」に充当

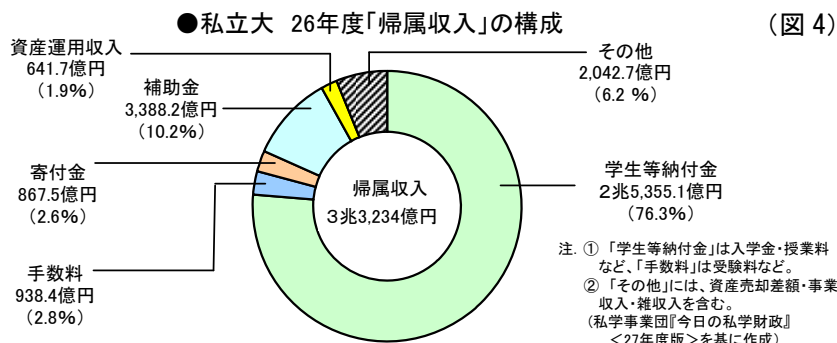
私立大の収支状況（私学事業団調べ）について、その概要をみてみる。

26 年度私立大（附属病院、研究所等を除く大学部門の 592 校集計）の「帰属収入」（学校法人の負債とならない収入）の総額は 3 兆 3,233 億 7,400 万円（25 年度より 77 億 2,800 万円、0.2%増）で、「基本金組入額」の 3,278 億 8,900 万円（「帰属収入」の 9.9%）を控除した「消費収入」は 2 兆 9,954 億 8,500 万円である。

「帰属収入」の内訳は、入学金・授業料等の「学生等納付金」が 2 兆 5,355 億 1,400 万円（構成比率 76.3%）／入試に係る受験料等の「手数料」が 938 億 4,200 万円（同、2.8%）／「寄付金」が 867 億 4,700 万円（同、2.6%）／国からの経常費補助金や地方公共団体補助金の「補助金」が 3,388 億 2,300 万円（同、10.2%）／「資産運用収入」が 641 億 7,300 万円（同、1.9%）／資産売却差額等の「その他」が 2,042 億 7,400 万円（同、6.2%）である。（図 4 参照）

一方、「消費支出」の総額は3兆1,449億9,900万円。そのうち、「人件費」が1兆7,173億7,000万円(「帰属収入」に対する割合51.7%)／「教育研究経費」が1兆1,581億4,000万円(同、34.8%)／「管理経費」が2,264億7,600万円(同、6.8%)／「その他」が430億1,300万円(同、1.3%)で、これらの総額は「帰属収入」の94.6%に当たる。

ところで、私立大は校地・校舎等の教育研究に必要な資産を永続的に維持するために、それに必要な資本(基本金)を「基本金組入額」として、当該年度の「帰属収入」から予め確保しておき、「基本金組入額」を除いた「帰属収入」(消費収入)で「消費支出」を賄う。

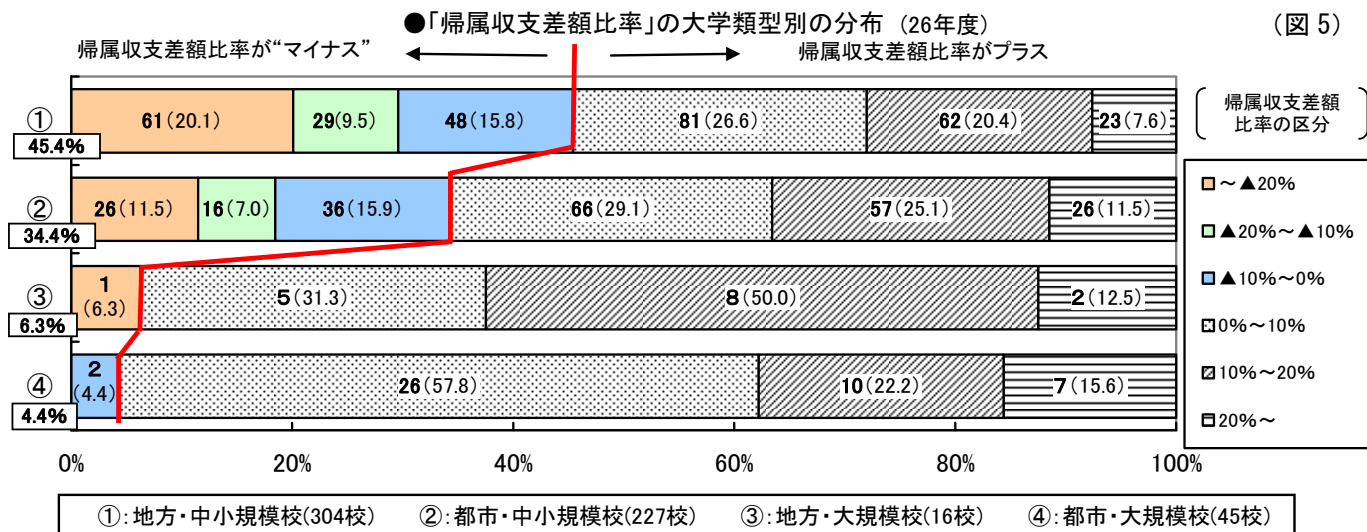


### ○ 私立大の経営状況

#### ◆ 帰属収支差額：219校・37%が“マイナス”

私立大では、企業の経常利益に当たる「帰属収支差額」(「帰属収入」－「消費支出」)が経営状況を表す指標の一つとなっている。

26年度の私立大全体(集計校数592校)の「帰属収支差額」は、上記に示した「帰属収入」(3兆3,233億7,400万円)から「消費支出」(3兆1,449億9,900万円)を差し引いた1,783億7,500万円となり、25年度とほぼ同水準である。「帰属収支差額」は大学全体ではプラスだが、中小規模校を中心に“マイナス”、すなわち“赤字”の大学が目立つ。26年度は集計した592校中、219校(37.0%)がマイナスとなっている。特に地方・中小規模校では、304校中、138校(45.4%)がマイナスである。(図5・図8参照)



注 「都市」:政令指定都市、東京都 / 「地方」:左記以外の地域 / 「大規模校」:在籍学生数が8,000人以上 / 「中小規模校」:在籍学生数が8,000人未満  
 棒グラフ中の太数字は大学数、( )内数字は各類型別大学数に占める割合 / □内数字は各類型別大学数に占める「帰属収支差額比率」のマイナス校の割合。  
 (私学事業団『今日の私学財政』<27年度版>資料を基に作成)

◆ 帰属収支差額比率：“5%”程度に低迷

私立大の収支状況をみるうえで最も基本的な比率である「帰属収支差額比率」は、前記の「帰属収支差額」の「帰属収入」に対する割合である（ $\text{（帰属収入－消費支出）} \div \text{帰属収入}$ ）。この比率が“プラスで大きいほど自己資金が充実”していることになる。

26年度の「帰属収支差額比率」は25年度と同じ5.4%で、比率がマイナスとなっている私立大の割合は、地方・都市とも中小規模校で高くなっている。

一方、大規模校ではほとんどの大学で「帰属収支差額比率」はプラスとなっている。

また、26年度の基本金組入額は平均で「帰属収入」の10%程度であり、「帰属収支差額比率」もそれに相当する比率が財政健全化の目安の1つになるとみられるが、実際はその半分程度に留まっている。



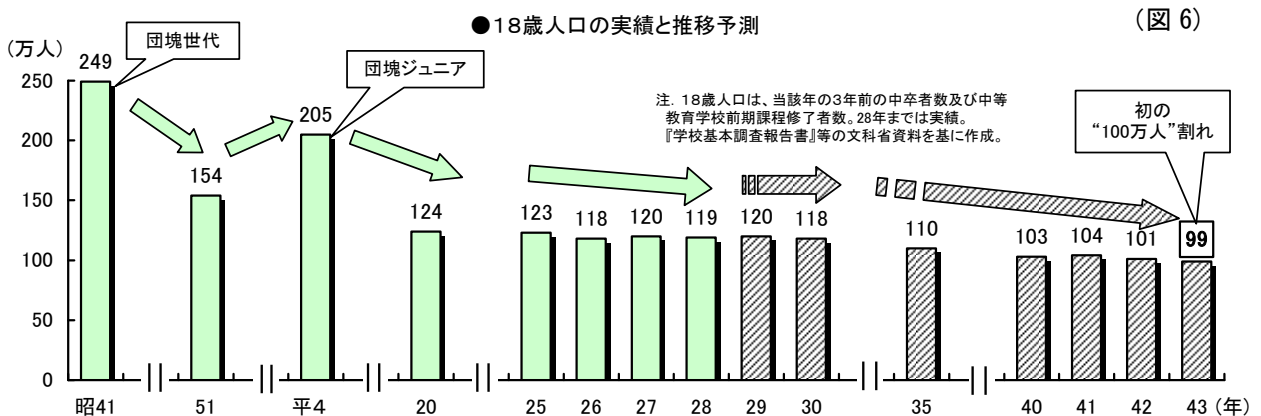
<18歳人口の更なる減少>

○ 平成30年頃から再び減少、15年後(平成43年)には“99万人”に！

一般的な“大学進学適齢期”である「18歳人口」（当該年の3年前の中卒者数、及び中等教育学校前期課程修了者数）は、まず、所謂「団塊世代」が18歳を迎えた昭和41(1966)年に249万人の過去最多に達した。その後は減少したが、平成4(1992)年には「団塊ジュニア」によって205万人となり、直近では最多を記録した。

5年以降は減少と横ばい状態(下り階段の“踊り場”)を繰り返し、現在(28年)は119万人で、21年～29年頃まで続く横ばい状態の終期に差し掛かっている。

その後は、30年(118万人)頃から再び減少傾向が強まり、15年後の平成43(2031)年には初めて100万人を下回る“99万人”になると予測されている。(図6参照)



<学生の確保と定員管理>

○ 適正な「定員管理」

私立大「帰属収入」の約76%を占める入学金・授業料等の「学生等納付金」は重要な財政基盤であり、18歳人口の減少、大学進学率の頭打ち状態といった厳しい状況の下、“学生の確保”は最大の課題ともいえる。

収入源となる在籍学生数に関しては、大学設置基準で「大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」とされており、各大学は学則で定められた学生定員に対する在籍学生数の割合、つまり「定員充足率」を1.0倍とすることが求められている。

大学・学部等が学則に定めた入学定員や収容定員を大きく超えて学生を受け入れたり、逆に定員を大きく割り込んでしまったりすると、教育環境の悪化を招くなど、教育の質保証にも支障を来すことになりかねない。

そのため、定員管理の適正化を図る観点から、私立大に対しては「経常費補助金」の減額や不交付、学部等の「設置認可」申請の基準強化など様々な措置が講じられている。

### ○ 規模別「定員管理」の厳格化

私立大の入学状況を概観すると、前述したように、地方・小規模校の“入学定員割れ”状態に対し、大都市圏・大規模校の“入学定員超過”が特徴的である。

文科省の『28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて(通知)』(27年7月)は、“入学定員超過”校における入学定員超過の学生”の実態を次のように記している。

#### ◆ 私立大「入学定員超過」の実態

26年度の私立大「入学定員超過」校における超過入学者数は約4万5,000人で、そのうち約7割の約3万1,000人が「収容定員4,000人以上」の“大・中規模校”に集中し、約8割の約3万6,000人が“三大都市圏”(首都圏<東京・神奈川・千葉・埼玉>/中部圏<愛知>/関西圏<大阪・京都・兵庫>)に集中している。また、大・中規模校の超過入学者の約9割に当たる約2万7,000人は“三大都市圏”に集中している。

なお、「入学定員割れ校」の入学者数も含めた私立大全体の入学者数と入学定員から算出した26年度「入学定員超過」の学生数は、約1万7,000人である(私学事業団調べ)。

#### ◆ 経常費補助金“不交付”の厳格化

文科省は上記のような実態を踏まえ、主として大・中規模校を中心に「入学定員超過」を抑制するために、次のように補助金等の全額“不交付”の基準を28年度から段階的に厳格化するほか、入学定員超過率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた“学生経費相当額を減額”したり(31年度)、学部等の「設置認可」の基準を強化したりする。

##### ● 「経常費補助金」: 28年度~30年度、大・中規模校で段階的に厳格化

私立大の経常費補助金については、27年度の場合、大学の規模を収容定員①「8,000人未満」と②「8,000人以上」に分け、「入学定員」超過率が①の場合は「1.30倍以上」/②の場合は「1.20倍以上」だと経常費補助金は“不交付”とされた(医・歯・生命歯・口腔歯学部は1.10倍以上で不交付)。

28年度からは、大学の規模(収容定員)を①「4,000人未満」(小規模校)/②「4,000人以上、8,000人未満」(中規模校)/③「8,000人以上」(大規模校)の3つの規模に分類。

28年度の場合、「入学定員」超過率が②の中規模校の場合は「1.27倍以上」/③の大規模校の場合は「1.17倍以上」でそれぞれ“不交付”になる。



さらに 29 年度は、②の場合「1.24 倍以上」／③の場合「1.14 倍以上」で、30 年度は②の場合「1.20 倍以上」／③の場合「1.10 倍以上」でそれぞれ“不交付”となり、年度を追って段階的に厳格化される。なお、①の小規模校の場合は、各年度とも「1.30 倍以上」で“不交付”である。(表 1 参照)

●私立大「入学定員」超過率と「経常費補助金」の“不交付”措置 (表 1)

		大 学 規 模 (収容定員)		
		8,000人未満		8,000人以上
「 入 学 定 員 」 超 過 率	27年度	1. 30倍以上		1. 20倍以上
	段階的 厳格化	①小規模校 4,000人未満	②中規模校 4,000人以上、 8,000人未満	③大規模校 8,000人以上
	28年度	1. 30倍以上	1. 27倍以上	1. 17倍以上
	29年度	1. 30倍以上	1. 24倍以上	1. 14倍以上
	30年度	1. 30倍以上	1. 20倍以上	1. 10倍以上

注. 1. 表の「入学定員」超過率は「学部等単位」であるが、医・歯学部等の「入学定員」超過率はいずれも「1.10倍以上」で不交付。  
2. 色網を付した太字の部分が年度を追って厳格化される。  
3. 31年度からは、「入学定員充足率」100%を促進するため、超過入学者数分の経費相当額の減額や、「入学定員充足率 95%以上、100%以下」の場合、一定の増額を予定。

(文科省「私立大「定員管理」通知」<27年7月>を基に作成)

● 29 年度入学定員、大幅増

文科省は 28 年 6 月、29 年度の私立大収容定員増に係る第 1 回(28 年 3 月申請分)学則変更の申請を認可、公表した。

今回、入学定員増を申請し、認可された私立大は 44 校である。それらの大学の 29 年度入学定員数は、28 年度の 9 万 5,685 人から 10 万 3,039 人と 7,354 人(7.7%)増である。

定員増となる 44 校の大学所在地別をみると、東京都 19 校(入学定員増 3,500 人)／愛知県 5 校(同 645 人)／大阪府 4 校(同 1,290 人)など、大都市圏の大学が多い。また、規模別では、収容定員 8,000 人以上の「大規模校」12 校(入学定員増 4,001 人)／収容定員 4,000 人以上、8,000 人未満の「中規模校」19 校(同 2,349 人)／収容定員 4,000 人未満の「小規模校」13 校(同 1,004 人)となっており、大・中規模校での増加が目立つ。

こうした動きには、上記のような私立大の入学定員超過に関する「経常費補助金」の扱いや学部等「設置認可」申請の厳格化が大きく影響していることがうかがえる。

なお、第 2 回申請分(28 年 6 月中旬)を加えると、更に増加するとみられる。

ところで、私立大の入学定員増のこれまでの推移をみると、平成 3 年度、4 年度の 18 歳人口急増期における 3 万人台、2 万人台の増加(臨時増募含む)、10 年度～12 年度の 1 万人前後の増加はあるものの、最近は 2,000 人前後～3,000 人前後である。

<私立大の量的規模>

○ 中教審の大学規模に関する検討

大学の量的規模については、前述した「高等教育計画」撤廃後も中教審はじめ、様々な場で検討・議論され、提言、報告されてきた。

中教審の『学士課程教育の構築に向けて』(20年12月答申)は、「大学教育が“量的に拡大”する中で“質の維持・向上”を図る」という重大な課題に直面しているとの認識を示し、「大学教育の社会的意義や効用、その可能性を過度に低く評価して大学教育の規模を論ずることは“失当”である」とした。ただし、大学教育の質の維持・向上に向けた努力を怠り、社会からの負託に応えられない大学は、“淘汰”を避けられないと断じた。

他方、「大学過剰論」の多くは、主に私立大の“負”の側面(入学定員割れや赤字経営等)

を捉え、大学の「需要」(受験生数、学生数)と「供給」(大学数、定員)のアンバランスや大学の質の低下などを指摘してきた。

また、中教審は文科省の諮問『中長期的な大学教育の在り方について』(「第1次報告」21年6月～「第4次報告」22年6月)において、私立大の在り方も含め、少子化やグローバル化の進展、国際競争力の強化策や大学の適正規模の観点から、大学の“自主的な組織見直し”などを提言した。

### ○ 私立大学数：昭和40年度209校⇒平成25年度606校(直近ピーク)

私立大の大学数と学生数の現在(27年度)の規模については前述したとおりであるが、ここではこれまでの推移を概観してみる。

まず、昭和40(1965)年度の私立大は209校(国立大73校・公立大35校を含む計317校の65.9%)／私立大学生は66.1万人(国立大学生23.8万人・公立大学生3.8万人を含む計93.8万人の70.5%)であった(『学校基本調査報告書』による。以下、同)。

その後、私立大学数は昭和49年度(299校)まで200校台⇒昭和50年度～平成5(1993)年度300校台⇒6年度～13年度400校台⇒14年度～23年度500校台⇒24年度～27年度600校台となっている。

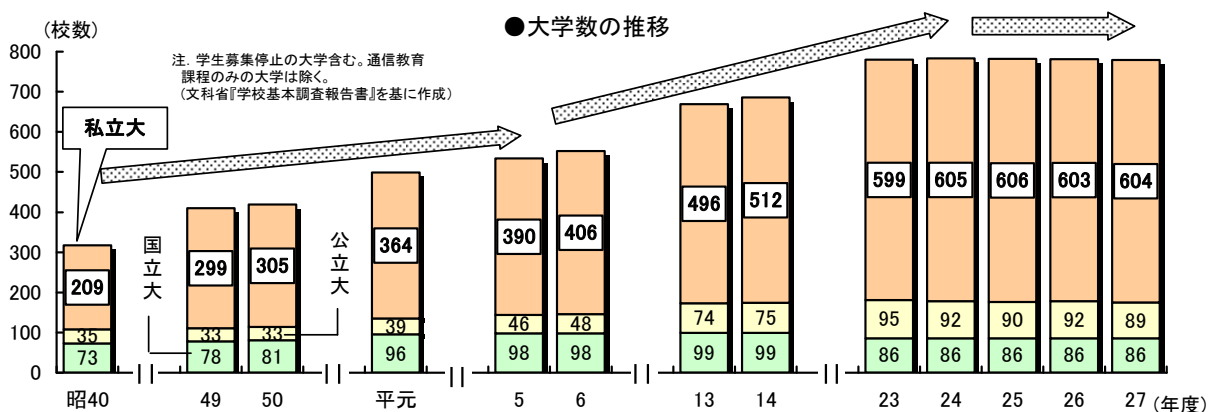
私立大学数は平成25年度の606校(全大学数の77.5%)を直近のピーク(27年度時点)として上記のように増加の一途をたどってきたが、26年度は603校と前年度を下回った。

ただ、昭和40年度の209校からみれば、平成25年度の606校まで、48年間で397校(1.9倍)増加した。(図7参照)

私立大学生数については、平成23年度の212.6万人(全学生数の73.5%)が直近のピーク(27年度時点)で、昭和40年度の3.2倍に達している。

なお、昭和30年度以降、“廃止”された私立大の数は、平成15・22・23・24年度各1校／25年度4校／27年度3校となっている(他大学への統合に伴う廃止及び短大は除く。文科省資料：28年6月)。

(図7)



## <財政基盤の強化>

### ○ 「経営」と「教学」の永続性

私立大は、“建学の精神”に基づき、学校法人(設置、経営)と教育研究組織(教学)といった2つの機構を併せ持ち、高い自主性・自律性の下で個性豊かな特色ある高等教育機関と

しての役割を担っている。

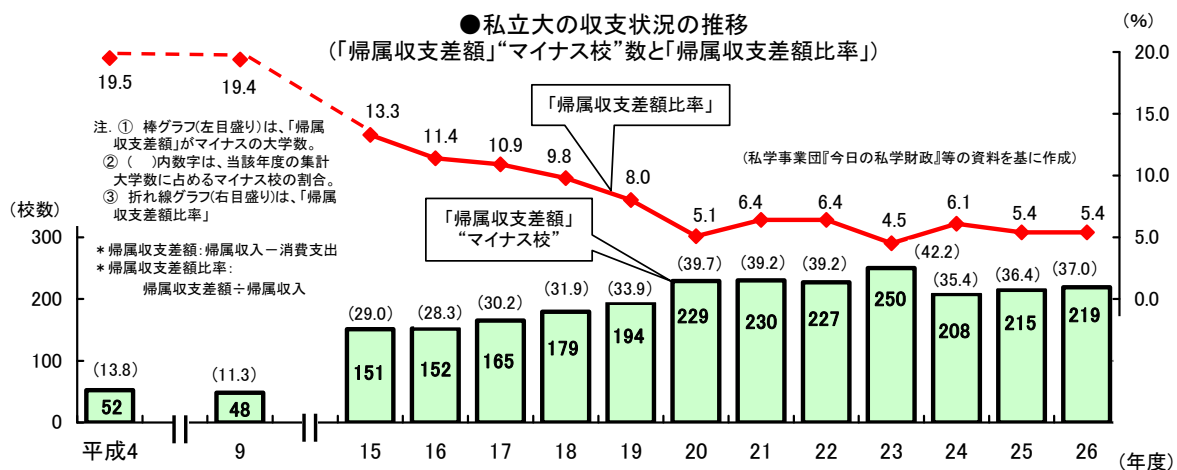
大学を取り巻く様々な環境が急激に変化し、競争的環境が一層厳しくなる中、私立大には「経営」と「教学」を一体として捉え、その永続性を確固たるものにしていくことが求められている。そのため、「経営」の基盤である財政を充実・強化し、教育研究活動、つまり「教学」に必要な財源を長期にわたって安定的に確保していくことが必要である。

### ○ 「帰属収支差額」“マイナス”校の背景

私立大の経営状況については前述のとおり、26年度は中小規模校を中心に37.0%の大学で「帰属収支差額」が“マイナス”に陥っている。

この“マイナス”校の割合は、平成9年度は11.3%であったが、17年度の30.2%以降、年々上昇し、23年度には42.2%まで達した。24年度(35.4%)・25年度(36.3%)・26年度(37.0%)の2年連続で上昇している。

こうした状況の背景には、18歳人口の減少と大学進学率の頭打ち状態に加え、公・私立大学数の増加で、帰属収入の7割以上を担う学生(授業料等の学生納付金)の確保が地方・中小規模校を中心に一層厳しくなっていることがうかがえる。(図5・図8参照)



### ○ 公財政支出の改善

#### ◆ 政策目標に程遠い私立大等補助金

国から私立大等(短大・高専含む)への公財政支出としては、「私立学校振興助成法」による「経常費補助金」(27・28年度とも3,152億5,000万円)が基本的な措置である。

しかし、前述のように、制度開始当初の「経常的経費の“50%補助”をできるだけ速やかに実現する」という政策目標には遠く及ばず、26年度の補助割合は10.1%に留まっている。

#### ◆ “学生1人当たり”の公財政支出額

我が国の公財政教育支出の対GDP比は、機関補助と個人補助を合わせて3.8%で、OECD加盟国(平均5.6%)の中で最下位である(OECD『図表でみる教育』<2014年版>)。

日本私立大学団体連合会は、“学生1人当たり”の公財政支出額について、次のようにまとめている。

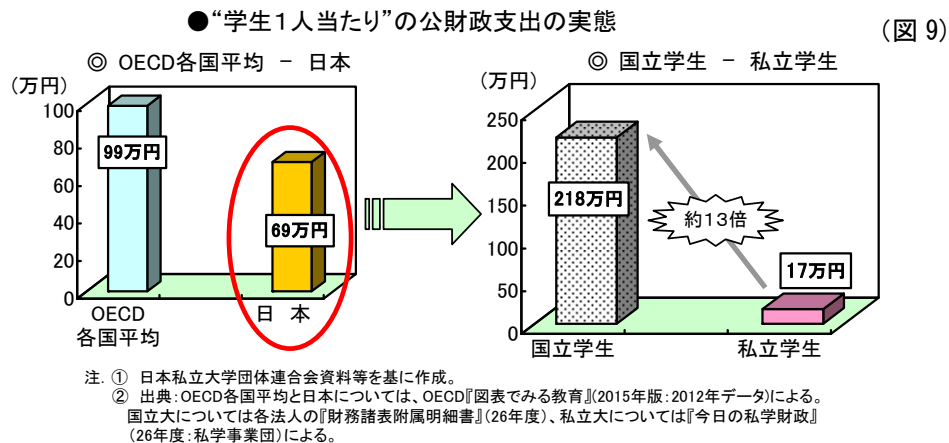
#### ● OECD各国平均“99万円” - 日本“69万円”

日本の“学生1人当たり”の公財政支出額は年間“69万円”に留まり、OECD各国平

均の“99万円”を大きく下回っているという(OECD『図表でみる教育』<2015年版>)。

ただし、平成26年度の“学生1人当たり”の年間公財政支出額を国立大と私立大と比較すると、国立学生は“218万円”で、OECD各国で最も高い水準になるとしている。

一方、私立学生は国立学生の約13分の1の“17万円”で、OECD各国中、最下位であるという。(図9参照)



#### ◆ 高等教育への資金配分

我が国は大学進学率50%超の高等教育人口の拡充と知識基盤社会の進展の一方で、急激に進むグローバル化やイノベーションといった国際競争力の激化に晒されている。

他方、国の財政逼迫の下、高等教育への資金配分は厳しさを増している。国は限られた資金で大学の教育研究機能を強化するため、これまで以上に、競争的色彩の強い公的資金の配分にシフトしている。厳しい国の財政事情とはいえ、「教育・人材立国」実現のため、国はまず教育投資をOECD平均並みに引き上げるとともに、公共性を備えた高等教育機関である私立大への所謂「受益者負担主義」的な扱いを改め、学生1人当たりの公財政支出の国立大との格差を見直すことも求められている。



#### <私立大等の振興検討会議>

##### ○ 文科省・有識者会議の設置

本稿はここまで、私立大が戦後たどった経緯や現状、課題などについてみてきた。全大学の8割近くを占める私立大は超少子高齢社会を迎え、今後一層厳しくなるとみられる。

こうした中、文科省は28年3月、私立大等(短大含む)の振興に関する総合的な検討を行うため、「私立大等の振興に関する検討会議」(以下、「検討会議」)を設置した。

「検討会議」は、次のような事項を検討、議論する。

●私立大等の果たすべき役割／●私立大等のガバナンスの在り方／●私立大等の財政基盤の在り方／●私立大等への経営支援／●経営困難な状況への対応／●その他、私立大学等の振興に関すること

## ○ 私立大の諸課題を踏まえた“ゼロベース”の議論

当「検討会議」では、私立大等に係る諸課題を踏まえ、各委員が毎回テーマを決めて意見発表する“ゼロベース”の議論を積み重ねていくことを基本とし、今夏までに課題や論点の整理、今秋から各事項の検討・議論、28年度末までに『最終報告』を予定している。

なお、28年4月～7月までの5回にわたる会合では、次のようなテーマが取り上げられた。

大学の地域配置政策／機能別分化／競争的資金配分と私学助成／財務基盤の強化／私立大の学生・教育／法人運営の実態と今後の在り方への提言／ガバナンスに関する論点整理／私学の監事監査等の課題／経営困難に対する支援体制の整備／アメリカの私立大の特徴と収入構造／今後の大学政策への期待と展望／私立短大の振興など。

### <高等教育の全体像と私立大の在り方>

国の「高等教育計画」が撤廃されて10年余り経つ。この間、私立大は規制緩和と自主的・自律的な運営方針の下で拡大し、今や大学数は600校を超えている。

他方、18歳人口の減少、大学進学率の頭打ち、大学規模や地域による格差、国立・私立間の公費格差といった主に「経営」に係る課題や、教育の質保証、学生の進路など「教学」に関する課題など、私立大は様々な課題を抱えている。

教育の質保証については、国公立大も含め、これまで中教審を中心に検討・議論され、最近では高校教育と大学教育及び入学者選抜の一体改革として『高大接続改革答申』（26年12月）の提言等を受け、その実現に向けた具体的な方策が検討されている。

大学教育改革についても「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー：DP）／「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー：CP）／「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー：AP）の“3ポリシー”の策定・公表が義務化された（学校教育法施行規則一部改正：28年3月）。

一方、主に私立大の「経営」に関する課題は、各大学の自主的な方針に委ねられがちで、共通の課題としてあまり取り上げられてこなかった。今回の「検討会議」は、こうした点でも注目される。

私立大を取り巻く環境は、かつてないほど急激に変化している。31年度には大学体系に新たな類型として位置付けられる「専門職業大学(仮称)」、「専門職業短期大学(仮称)」の創設が予定されているほか、最近は私立大の“公立化”も活発になっている。

公立化については、自治体が設置(開設資金負担)し、学校法人が運営する「公設民営方式」や自治体が資金協力する「公私協力方式」といったこれまでの私立大と地元自治体との関係を更に深め、既存の私立大を地元自治体が公立大に転換する動きも広がっている。公立大、私立大の設置については、設置目的や役割・使命、公費の投入など、行財政の問題としても検討すべきであろう。

ともあれ、今後の私立大の在り方については、国・公・私立大をそれぞれ様々な観点から捉え、“高等教育の全体像”の中で幅広く検討・議論する必要がある。

(2016. 08. 大塚)